



いよいよ受験シーズンとなりました

NO.654

平成24年

2月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111(代)
ホームページ
http://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 1月1日現在 人口 75,619人 (前月比 -112人) 男 38,286人 女 37,333人 世帯数 29,879世帯

申告期間
2月16日～
3月15日

市県民税の申告と所得税の確定申告

税の申告は正しくお早めにご

2月16日から3月15日まで、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税の申告相談(譲渡所得や青色申告、事業所得で新規開業の方、消費税の申告などを除く)を、成田税務署では所得税の確定申告をそれぞれ受け付けます。毎年、受付開始後の数日間と最終日直前は大変混雑します。申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます

2月16日～3月15日
土曜、日曜日を除く。
※3月11日(日)は、行いません。
午前8時45分～正午
午後1時～4時
混雑している場合には、受け付けを早めに閉め切ることがあります。
※申告期間中は、申告会場を午前8時15分に閉場します。受付表に氏名をご記入のうえお待ちください。なお、長時間お待ちいただくこともあります。
※譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(申告書作成済の場合は、提出できます)
※一日に受け付ける人数には限りがあるため、午前中

に所定の人数に達した場合、一度受け付けを締め切り、引き続き午後の分を受け付けます。
※申告期間中、自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自分で作成していただきます。
※申告書などの控えが必要の方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。
詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

平成23年の所得税・贈与税・相続税と提出は、「イオンモール成田」で行います
2月1日～3月15日
土曜、日曜日を除く。
※2月19日(日)、26日(日)は行いません。
午前9時～午後4時
混雑している場合には、受け付けを早めに閉め切ることがあります。
ところ イオンモール成田 (2階イオンホール)

成田市ウイング土屋24

ご注意
※納税証明書は、上記会場では発行していません。
※上記会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。
※e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
詳しくは、成田税務署 ☎0476-28-5151へ。

市県民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、市内に住んでいた方で、平成23年中に次のような所得のあった方は、市県民税の申告をする必要があります。ただし、平成23年分の所得税の確定申告をされた方や、勤務先から市役所に給与支払報告書(年末調整済)が提出された方は、市県民

税の申告をする必要がありません。

○事業所得などがあつた方
○給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方
・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
・給与所得以外に所得があつた方
○平成23年中に退職し、現在就職されていない方
○公的年金などの受給者の方で次のいずれかに該当する方
・公的年金などの所得以外に所得があつた方
・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
○その他
・市内に住んでいないが、平成24年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方
・所得のなかつた方で、誰の扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になつている方

※今回の申告は、平成24年度の市県民税の課税資料のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえでその基礎となるものですので必ず申告してください。申告をされない場合には、児童手当の認定を請求するときや融資などを受けるときに必要な税務証明などが発行できません。

所得税の還付申告ができる方

給与所得者の方や年金所得者の方で、確定申告の必要がない方でも、源泉徴収されていて、次に該当する場合には、確定申告をすると所得税が還付されることがあります。
・マイホームをローンなどで取得した方(住宅借入金等特別控除)
・多額の医療費を支払った方(医療費控除)
・年末調整で控除の手続きを忘れた方
・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方
詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

2ページに関連記事を掲載
・**所得税の確定申告が必要**
・**今回の申告の主な改正点**